

第3章

分野別方針

将来の街の姿を実現するために、8つの分野別に街づくりの方針を示します。

1. 土地利用 ～自然と都市が調和した街～
2. 道路・交通 ～安全・安心で快適に移動できる街～
3. 環境 ～環境に配慮した人と自然にやさしい街～
4. みどり ～質の高いみどりを未来に継承する街～
5. 活力・にぎわい ～多様な活動が展開される活気あふれる街～
6. 暮らし ～地域の特性を活かした暮らしやすい街～
7. 防災 ～安全・安心に生活できる災害に強い街～
8. 景観 ～都市とみどりの景観が調和した街～

1 土地利用 ～自然と都市が調和した街～

本市は、県の南西部の中心的な都市として発展し、市域の約4割を占める市街化区域ではその9割超を住居系の用途地域に指定している一方、商業系や工業系の用途地域に指定している割合はわずかとなっています。また、市域の約6割を占める市街化調整区域には狭山丘陵をはじめとする自然や農地などの豊かなみどりと住宅などが調和した土地利用がなされています。

今後、人口減少・少子高齢化が進行するなか、多様性のある持続可能な街づくりに向けて、良好な市街地環境の向上、地域経済の活性化、みどりの保全・創出・活用などを進めることが必要です。

本市においては、地域の特性や周辺環境との調和に配慮し、さまざまな場所で人々が多様な活動ができるように、みどりの保全と計画的な開発による適正な土地利用を進め、自然と都市が調和した街をめざします。

■ 住居系土地利用

(1) 住宅ゾーン

みどりと調和した良好な住宅地の形成や保全を図ります。

① 良好な住宅地の形成や保全

- 密集市街地、都市基盤の整備が必要な地区などでは、さまざまな事業手法を活用し、良好な住宅地の形成を図ります。
- 市街化区域への編入をめざす地区では、土地区画整理事業などをはじめ、さまざまな手法を活用し、みどりと調和した計画的な土地利用を進めます。
- 地区計画や街づくり協定などを活用し、良好な住環境の形成や保全を図ります。
- 徒歩圏に日常生活に必要な施設を誘導し、歩いて暮らせる住環境の整備をめざします。
- 住宅や公共公益施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、誰もが安心して暮らせる住環境の整備を進めます。

② みどりと調和した住環境の形成や保全

- 健康づくりやコミュニティの場として多様な活動ができるように、公園・緑地を計画的に整備・活用し、良好な住環境の形成を図ります。
- 街なかのみどりは、ヒートアイランド対策や災害時のオープンスペースとして確保に努めます。
- 生産緑地地区をはじめとする農地の適切な保全や活用、街なかのみどりの創出を図るなど、みどりと調和した住環境の形成を図ります。

(2) 沿道ゾーン

主要幹線道路における充実した沿道環境の形成を図ります。

- 都市計画道路飯能所沢線や東京狭山線などの主要幹線道路の沿道では、自動車利用者などの利便性向上のため、商業・サービス施設の誘導を図ります。
- 商業・サービス施設の立地にあたっては、周辺の住環境などへ影響が生じないように努めます。

(3) 文教・公共公益ゾーン

文教・公共公益施設の集積による充実を図ります。

- 航空公園駅東側は、市役所、市民文化センター（ミュージズ）、図書館、生涯学習推進センター、防衛医科大学校病院、国立障害者リハビリテーションセンターなど、官公庁をはじめとする文教・公共公益施設が集積しており、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するとともに、引き続き、文教・公共公益ゾーンとしての充実を図ります。
- 米軍所沢通信基地は、全面返還へ向けた活動に引き続き取り組みます。



文教・公共公益ゾーン（航空公園駅東側）

■ 商業系土地利用

(1) 商業・業務ゾーン

にぎわいと魅力のある商業・業務地の形成を図ります。

- 所沢駅周辺は、本市の表玄関として都市生活を支える高次都市機能や都市型産業の集積を誘導し、地区一帯における歩いて楽しめる回遊性の創出により、にぎわいと魅力のある広域中心拠点の形成を図ります。
- 所沢駅周辺から西所沢駅周辺までの一帯は、土地の高度利用、旧市役所庁舎跡地などの有効活用、銀座通りの街並み整備などを図るとともに、にぎわいの創出のため歩きやすい歩行者空間の形成を進め、公共空地や親水空間、歴史的資源の活用を図ります。
- 新所沢駅周辺は、土地の高度利用、都市機能の集積を誘導するとともに、駅周辺の再整備を図るなど、広域生活拠点の形成を図ります。
- 小手指駅周辺は、土地の高度利用、都市機能の集積を誘導し、広域生活拠点の形成を図ります。
- 東所沢駅周辺は、「COOL JAPAN FOREST構想」の進捗や都市高速鉄道12号線の延伸を見据え、都市機能などの集積を誘導し、広域生活拠点の形成を図ります。
- 狭山ヶ丘駅、西所沢駅、航空公園駅周辺は、地域レベルを対象とする日常的な商業・サービス機能などの集積を誘導し、地域生活拠点の形成を図ります。

(2) 地区商業ゾーン

日常的な商業・サービスを充足する拠点の形成を図ります。

- 下山口駅周辺は、日常的な商業・サービス機能などを誘導し、日常生活拠点の形成を図ります。



■工業・産業系土地利用

(1) 工業ゾーン

適正な土地利用により、操業環境の向上を図ります。

- 三ヶ島工業団地の地区計画区域、松郷工業団地などの工業系の用途地域に指定している地区では、操業環境の維持・改善を図ります。
- 工業系の土地利用にあたっては、周辺の住環境などへ影響が生じないように努めます。
- 住工混在地区では、土地利用の動向を踏まえ、用途地域の変更や地区計画の活用などにより、適正な土地利用の誘導を図ります。

(2) 流通ゾーン

流通関連施設の適正な誘導を図ります。

- 流通関連施設の誘導など、適正な土地利用を進めます。
- 大規模流通業務施設などの立地にあたっては、周辺の住環境や自然環境へ影響が生じないように努めます。

(3) 土地利用推進エリア

定住人口・交流人口の増加、地域の活性化をより一層図るため、「土地利用転換推進エリア」に位置づけていた4地区のうち3地区を「土地利用推進エリア」に名称を改め、産業系の土地利用を推進します。さらに、市内中小企業の支援と大学との連携、若い起業家を育成することにより、地権者の合意をめざしながら地域の活性化を図ります。

①三ヶ島工業団地周辺地区

- 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、国道16号に近接した交通の利便性を活かし、自然環境に調和した計画的な都市基盤の整備を図り、住工混在解消のための市内企業の移転先の確保、新たな産業の誘導など、既存の工業団地の拡張に向けた土地利用を推進します。

②関越自動車道所沢インターチェンジ周辺地区

- 関越自動車道、国道463号、国道254号の結節点という広域交通の利便性を活かし、自然環境に調和した計画的な都市基盤の整備を図り、企業ニーズを踏まえた産業系の土地利用を推進します。

③松郷工業団地周辺地区

- 東所沢駅、関越自動車道、国道463号に近接した交通の利便性を活かし、既存の工業団地を核として、住工混在解消のための市内企業の移転先の確保、都市型産業や先端産業などの新たな産業の誘導、教育・研究施設の立地など、複合的な土地利用を推進します。

■ みどりの土地利用

(1) 田園ゾーン

営農環境の向上、自然環境と調和した住環境の維持・改善を図ります。

- 農地は、適切な保全に努めるとともに、営農環境の改善を図り、生産機能の向上を促進します。特に、三富新田は歴史的な価値のある資源として環境の整備を進め、優良な農地として保全に努めます。
- 市街化調整区域の住宅地では、必要な道路などの公共施設の充実とともに、開発許可制度などによる適正な土地利用の誘導により、自然環境と調和した住環境の維持・改善を図ります。
- 市街化調整区域の主要幹線道路などの沿道では、無秩序な開発を抑制しつつ、歴史的資源の保全や地産地消の推進に寄与する土地利用など、周辺環境と調和し、地域の特性を活かした土地利用に向けて、規制・保全・誘導を図ります。
- 都市近郊農業の振興や市民と農業従事者の相互理解の促進などを目的に、市民の憩いとやすらぎの場づくりを検討します。

(2) 公園・緑地ゾーン

豊かなみどりの充実・保全・活用を図ります。

①公園・緑地の整備・充実

- 所沢航空記念公園、所沢カルチャーパークなど憩いの場となる公園・緑地の整備・充実を図ります。
- 小手指ヶ原公園は順次整備を進め、(仮称)三ヶ島堀之内公園は整備を検討します。

②みどりの保全・活用

- 狭山丘陵や武蔵野の雑木林に代表される豊かな自然環境は、本市の貴重な財産として、未来へ継承することが重要であるため、保全を図ります。
- 生物多様性を有する豊かな環境を適切に保全します。
- 「狭山丘陵」、「三富・くぬぎ山等平地林周辺」、「柳瀬川段丘崖周辺」は、みどりの核として保全を図ります。
- みどりの質を高めることにより、魅力的な資源としての活用を図ります。



■ その他の土地利用

(1) 土地利用検討エリア

「土地利用転換推進エリア」に位置づけていた4地区のうち1地区を「土地利用検討エリア」に名称を改め、計画的かつ適正に新たな土地利用の検討を進めます。

- 東所沢駅に近接する東所沢駅南東地区は、地理的特性を活かした土地利用をめざすため、都市高速鉄道12号線の延伸、東所沢駅周辺の街づくりの状況、都市計画道路の整備状況などを見据え、具体的な検討を進めます。

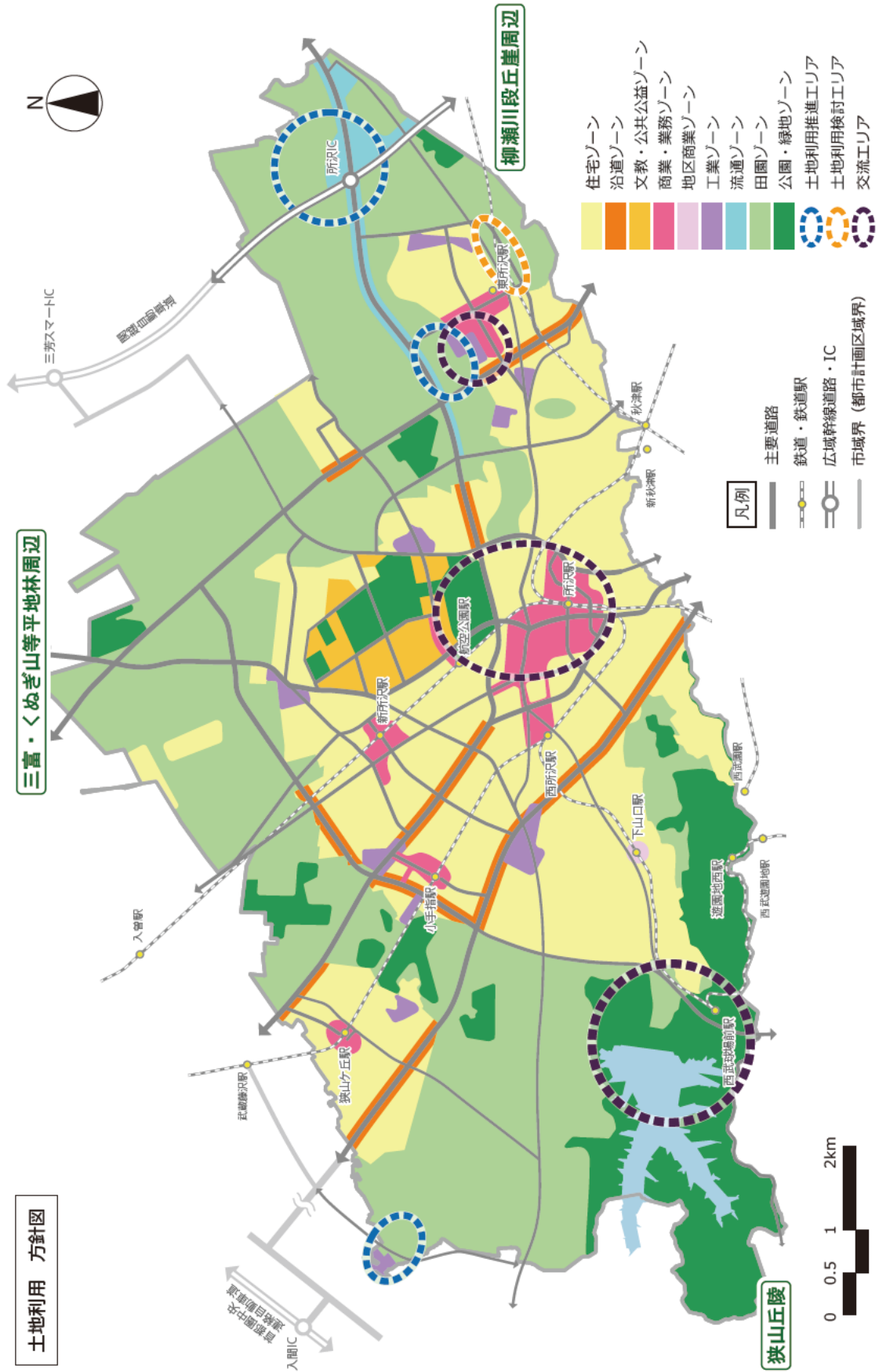
(2) 交流エリア

本市にあるさまざまな資源を活用し、交流機能の充実をめざします。

- 西武球場前駅周辺の狭山丘陵は、都心近郊において、自然とふれあうことができる貴重な財産であるほか、周辺には集客施設も立地しており、市内外から多くの人を訪れるため、自然環境に配慮した交流機能の充実を図ります。
- 中心市街地では、本市の表玄関である所沢駅を中心とした地区一帯において、市内外から多くの人が集まることから、歩いて楽しめることができる回遊性を創出し、交流機能の充実を図ります。
- 「COOL JAPAN FOREST構想」の中心的な施設である「ところざわサクラタウン」周辺は、市内外から多くの集客が期待されるため、「みどり・文化・産業が調和したまちづくり」を進め、本市の魅力を感じる場所として、地域の活性化を図るとともに周辺の住環境に配慮した交流機能の充実を図ります。



交流エリア



都市マスコラム

所沢駅西口の街づくり

平成12年6月に西武鉄道車両工場が機能移転して閉鎖されたことにより、所沢駅の西口至近に約5.5ヘクタールの大規模な未利用地が生まれました。

当地区の一帯は、幅員が4メートル以下の狭い道路に住宅が密集するなど、都市防災や住環境に関する課題を抱えており、所沢市では、これらの課題を踏まえ、市の表玄関にふさわしい計画的な土地利用と良好な住環境を形成するため、車両工場跡地を含む一帯において街づくりに取り組んでいます。

協議・事業化へ

所沢市の表玄関にふさわしい魅力と活力ある街の創出をめざし、平成24年度から平成25年度にかけて、学識経験者をはじめ地元の商業関係者や住民などによる街づくり協議会を立ち上げ、街づくりや土地利用の方向性について協議しました。

現在では土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行による街づくりを進めており、平成27年9月30日には土地区画整理事業の事業計画認可、平成28年11月7日には再開発事業の事業計画認可を受け、事業完了に向けて工事等を進めています。



所沢駅西口地区 街の将来イメージ



2 道路・交通 ～安全・安心で快適に移動できる街～

本市では、市内各地で慢性的な交通渋滞が発生しており、生活道路への自動車の流入、バスなどの公共交通機関の遅れ、走行速度の低下など、市民生活や経済活動、環境に影響が生じています。これらの問題は、自動車交通量だけでなく、鉄道による市街地の分断や変則・複雑な交差点が多いこと、中心市街地へ道路が集中していること、都市間をつなぐ道路ネットワークなどの構造が要因と考えられ改善が必要です。

また、市内に多く存在している公共交通不便地域の解消とともに、歩行者・自転車利用者が安全・安心に利用できる交通環境の整備も求められています。

これらのことから、本市においては、交通渋滞の解消・緩和に向けて将来の自動車交通量などを踏まえつつ、道路ネットワークの充実に向けた道路体系を確立し、都市計画道路などの整備を進めます。

あわせて、市内の拠点などを結ぶ公共交通ネットワークの形成による移動環境の向上、歩いて暮らせる街の実現に向けた歩行者空間の整備、環境負荷の少ない交通手段への転換に向けた交通環境の整備を進めるなど、自然との調和や環境に配慮した安全・安心で快適に移動できる街をめざします。

(1) 道路体系の確立

新たな将来道路体系を確立し、道路ネットワークの整備を進めます。

- 本市の骨格となる東西方向・南北方向・環状に結ぶ都市計画道路は、沿道の土地利用や周辺環境に配慮するとともに、中心市街地への過度な自動車の進入を抑制するため、主要な道路ネットワークを形成する路線として整備をめざします。

【道路体系の考え方】

◆広域幹線道路

複数の都道府県、市町村を結ぶ、広域的な交通網を形成する道路。

◆主要幹線道路

都市計画道路（一部の構想道路を含む。）のうち、周辺自治体とのネットワークの役割をもち、かつ本市の骨格を形成する道路。

◆幹線道路

都市計画道路（一部の構想道路を含む。）のうち、本市の骨格を形成する道路。

◆補助幹線道路

方針策定時においては都市計画道路ではないが、本市の骨格または広域的な交通網を形成する道路。

◆構想道路

方針策定時においては都市計画決定していないが、将来的に都市計画決定し、整備する可能性がある道路。

- 将来道路体系の構築にあたっては、それぞれの道路の必要性、役割の重要性などから、広域幹線道路、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路などを位置づけます。
- 国道463号は、4車線道路のネットワーク化に向けて、県と検討・協議を進めます。
- 構想道路である（仮称）所沢バイパス、都市計画道路榎戸豊岡線の延伸は、社会経済情勢などを勘案しつつ、道路の必要性について引き続き検討を進めます。
- 主に現況道路を拡幅する構想道路である（仮称）所沢立川線は、社会経済情勢などを勘案しつつ、都市計画道路北野下富線の整備状況などを踏まえ、都市計画決定及び整備をめざします。
- 都市計画道路北原安松線は、道路ネットワークの構築のため、隣接する清瀬市と接続をめざします。
- 国の構想道路である核都市広域幹線道路は、引き続き具体的な計画に向けた国の動向を注視していきます。

(2) 道路環境の整備

地域の実情に合わせた道路環境の整備を進めます。

① 主要な道路の整備

- 都市計画道路の整備にあたっては、優先順位を決め、効率的に事業を進めます。
- 都市間を連絡する幹線となる道路は、県や東京都、周辺市町と協議のうえ、早期の整備をめざします。
- 幹線道路の整備により、生活道路などへの自動車の流入を防ぎます。

② 交通環境の整備

- 交通渋滞の解消や緩和を図るため、道路の拡幅、鉄道との立体交差化、交差点の改良や右折レーンの設置などを進めます。
- 鉄道駅周辺では、駐車場案内システムなどの導入を検討し、利便性の向上をめざします。

③ 生活道路の整備

- 安全面や防災面で危険性のある狭あい道路では、すみ切りや道路拡幅などによる整備を進めます。
- スクールゾーン、ゾーン30、一方通行などの指定により、地域住民をはじめとする歩行者などの安全を確保します。

④ 環境に配慮した道路の整備

- 浸水対策、騒音対策、ヒートアイランド対策など、地域の実情に合わせた舗装による道路整備を進めます。
- 街路樹などによる緑化を進めるとともに、適切な維持管理により、日陰の創出や歩行者などの安全を確保した、良好な道路環境の形成を図ります。

(3) 歩行者・自転車利用者に安全・安心な環境づくり

歩行者・自転車空間の整備と利便性の向上を図ります。

①歩行者・自転車空間の整備

- 歩いてみたくなる歩行者空間の形成に向けて、誰もが安全・安心に移動できるように、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した歩道の設置を計画的に進めます。
- 無電柱化などにより、歩行者・自転車利用者に安全・安心な環境の整備をめざします。
- 道路照明灯の設置により、安全・安心な道路空間の形成を進めます。
- 自転車利用者が安全・安心に走行できる環境を創出するため、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した自転車道などの設置を計画的に進めます。
- 歩行者などの安全を確保するため、交通安全施設の設置を進めます。

②利便性の向上

- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間を整備するとともに、分かりやすい表示などにより、街の回遊性を高めます。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した駐輪場を整備し、買物客や通勤・通学者のアクセスや利便性の向上をめざします。

(4) 公共交通ネットワークの充実

ユニバーサルデザインに配慮した公共交通ネットワークの形成・充実を進めます。

①ネットワークの形成・充実

- 超高齢社会における拠点へのアクセスや拠点間での移動の重要性を踏まえ、市民生活の充実を図るため、公共交通ネットワークの形成に取り組みます。
- 都市高速鉄道12号線については、県をはじめとした関係自治体と連携するとともに、国や東京都などに働きかけ、東所沢駅への延伸に向けた取り組みを進めます。
- 公共交通不便地域では、コミュニティバスのほか、新たな交通手段の導入などに向けた検討を進めます。

②利便性の向上

- 鉄道については、通勤・通学時の混雑緩和、相互乗り入れなどによるアクセスの改善、主要駅の交通結節機能の強化、輸送力の充実など、利便性の向上を事業者へ働きかけます。
- 不特定多数の人々が集まる公共交通ターミナルでは、誰もが快適に利用できるように、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した環境整備を進めます。
- バス路線については、既存路線の維持に努めるとともに、輸送力の確保やノンステップバスの推進を引き続き事業者に対して働きかけます。
- バス停にベンチなどを設置し、快適にバスを待つことができる環境の整備をめざします。

3 環境 ～環境に配慮した人と自然にやさしい街～

本市は、環境分野の取り組みに力を入れており、全国的にも先進性が評価されています。街づくりにおいても、環境と密接な関連性があることから、影響を考慮しながら取り組みを進めていく必要があります。

近年、地球温暖化が原因と考えられる集中豪雨などの都市型災害が増加しており、温室効果ガス削減などによる地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。

さらに、都市部ではアスファルトやコンクリートなどの舗装、建築物や自動車などからの排熱、風の通り道の阻害などが要因と考えられるヒートアイランド現象により、日常生活にさまざまな影響が出ており、その対策が課題となっています。

一方、本市では市街化調整区域を中心に豊かな自然環境が存在しており、それぞれの環境に適応した野生生物が多く見られます。特に狭山丘陵は都心近郊における最大の生息地と言われており、生物多様性の保全を図るとともに、ホタルやミヤコタナゴなどが生息できるような自然環境の保全・再生が求められています。

また、河川や水路は市民が水辺を親しむための身近な場所であり、水質の保全や水辺の有効利用など、水環境の保全を図っていくことが求められています。

本市においては、環境負荷の少ない建築物や自動車の普及などによる低炭素社会の構築、都市環境の改善によるヒートアイランド対策、自然環境や生態系への配慮、良好な生活環境の保全や推進など、環境に配慮した人と自然にやさしい街をめざします。

(1) 低炭素社会の構築

都市構造の変化や環境に配慮したライフスタイルにより、環境負荷を減らします。

① 温室効果ガスの削減

- 自動車などから排出される温室効果ガスを抑制するため、環境負荷の少ない自動車などの普及を促進するとともに、渋滞緩和につながる道路整備を進めます。
- 公共交通ネットワークを形成し、自家用車から公共交通機関への利用の転換を促進することで、温室効果ガスの削減を図ります。
- 徒歩や自転車での移動が安全・安心にできるように、歩行者・自転車空間の整備を進めます。
- 建築物の低炭素化を推進するとともに、省エネ性能の高い設備の導入などにより、温室効果ガスの削減を進めます。
- 道路照明灯のLED化を引き続き推進するとともに、適切に維持管理を行い、エネルギー消費の抑制に努めます。
- みどりの保全・創出を推進し、適切な樹林地の維持管理を通じて、温室効果ガスの吸収源を確保します。

②再生可能エネルギーの利用促進

- 再生可能エネルギーなどの環境にやさしい電力の利用を促進し、温室効果ガスの削減を図ります。
- 太陽光や太陽熱などによる創エネ機器の導入を促進し、再生可能エネルギーの利用率を高めます。
- 再生可能エネルギーの普及を図るため、公共公益施設に太陽光発電システムなどの整備を進めます。

(2) ヒートアイランド対策などの推進

安心して暮らすため、危険な暑さの緩和や熱中症対策に取り組みます。

①気温上昇への対策

- みどりの保全・創出を推進し、適切な樹林地の維持管理を通じて、樹木が持つ蒸散作用による気温低減効果の活用を図ります。
- 保水性舗装などによる水の蒸発効果により、道路面の温度を下げる取り組みを進めます。
- クールシェアスポットなどの普及を推進するとともに、暑さ指数（WBGT）などの情報提供により、熱中症対策を進めます。

②水辺やみどりの空間づくり

- 街なかにおける親水空間やみどりの遊歩道の整備を進めます。
- 道路や学校などの公共公益施設の緑化を図ります。

(3) エコロジカルネットワークの構築

多様な生態系を確保する環境づくりに取り組みます。

①エコロジカルネットワークの構築

- 野生生物の生息・生育環境を確保するため、水源地・水辺やみどりを保全するとともに、自然環境に配慮した川づくりを進め、エコロジカルネットワークの構築をめざします。
- 「狭山丘陵」、「三富・くぬぎ山等平地林周辺」、「柳瀬川段丘崖周辺」はエコロジカルネットワークの中心として、希少種を含めた野生生物の生息・生育環境の適切な保全を図ります。
- 野生生物の生息・生育環境の適切な保全を図る必要がある地域など、ポテンシャルの高い地域は、エコロジカルネットワークの構築をめざします。



②市民などとの協働による活動の推進

- 市民・事業者・行政の協働による、みどりの保全・創出を図ります。
- 市民が自然環境とふれ合える場の創出を図るとともに、市民団体などの活動を支援します。
- 生物多様性に対する理解や関心を高めるため、普及啓発活動などを進めます。

(4) 良好な生活環境の保全と推進

衛生的で安全な生活環境の確保と整備に取り組みます。

①水環境の保全

- 河川や水路などの良好な水環境を保全するため、公共下水道の整備や浄化槽の設置などにより、生活排水の適切な処理を図ります。
- 水質汚濁の防止を図るため、合併浄化槽への転換を促進します。
- 公共公益施設などは、雨水貯留槽などを設置し雨水利用を図ります。

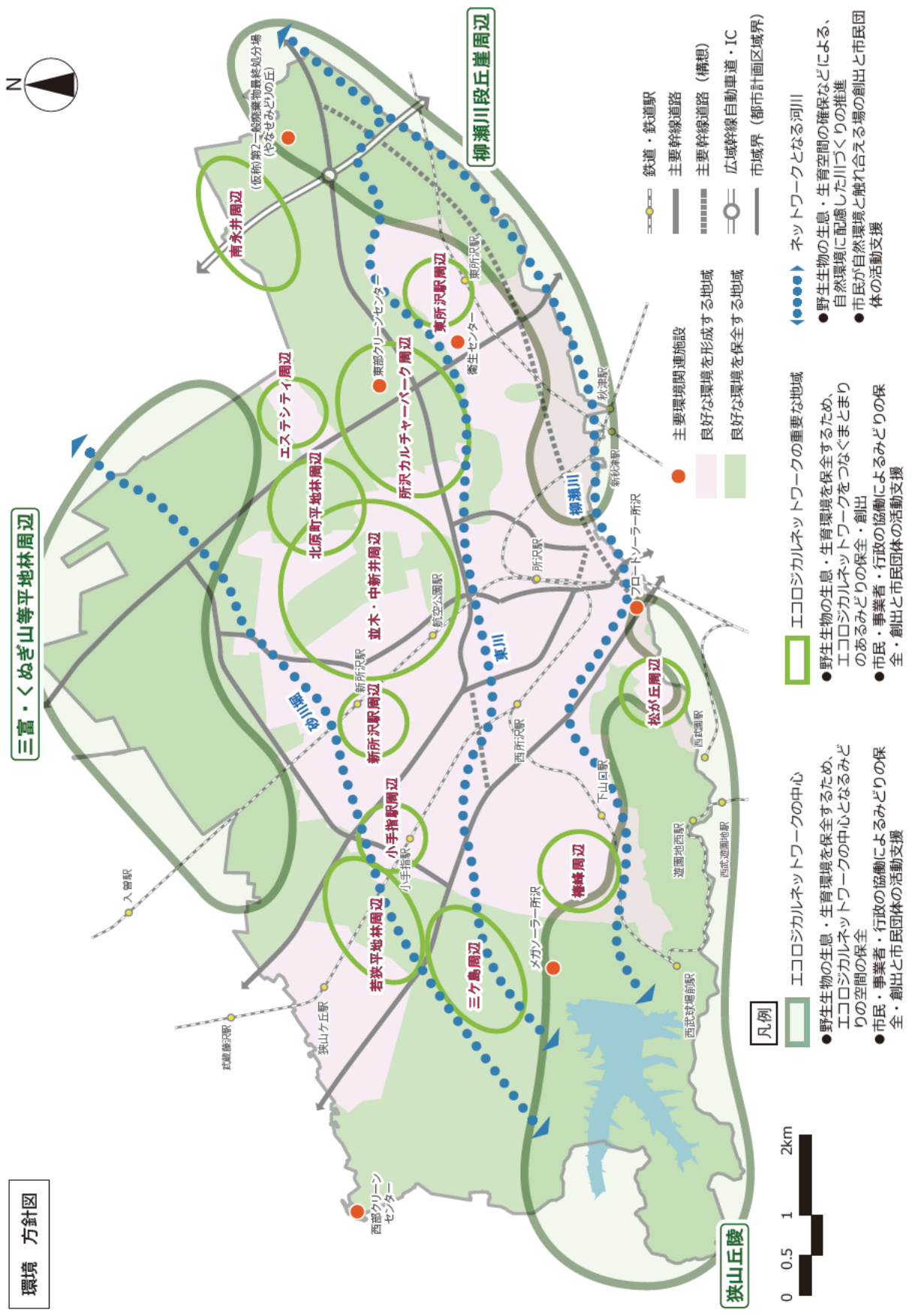
②地下水のかん養の推進

- 樹林地や農地などのみどりの保全を推進し、水の循環、保水機能による地下水のかん養に取り組みます。
- 透水性舗装や雨水流出抑制施設などによる、地下水のかん養に取り組みます。

③廃棄物の適正な処理

- ごみを排出しないための取り組みや、再利用を進めることにより、廃棄物の発生抑制を推進します。
- 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を進めます。
- （仮称）第2一般廃棄物最終処分場（やなせみどりの丘）の整備を進めます。
- 災害時に発生する多量のごみを円滑に処理するための体制整備を進めます。





序章はじめに

第1章 概況と課題

第2章 基本方針

第3章 分野別方針

第4章 地域別方針

第5章 実現に向けて

参考資料

4 みどり ～質の高いみどりを未来に継承する街～

本市の南西部に広がっている狭山丘陵は、都心近郊における貴重な自然であり、湧水による湿地が形成されているとともに、河川の水源となっています。また、市街地を取り囲むように武蔵野の雑木林や三富新田をはじめとした農地が広がっています。

市街地には、市外からの来訪者も多い所沢航空記念公園があるほか、身近な公園・緑地や農地が点在するなど、多くの街なかのみどりが街にうるおいを与えています。

これらのみどりは、良好な住環境や景観を形成し、人々の暮らしにやすらぎを与えるだけでなく、防災、野生生物の生息・生育空間、地域コミュニティの場などの役割もあり、街づくりを進めるうえで欠かせないものです。

本市においては、引き続き、市民・事業者・行政の協働により、地域の特性を踏まえたみどりの保全・創出・活用を図り、より質の高いみどりを未来に継承する街をめざします。

(1) みどりの保全

先代から受け継がれてきた豊かなみどりを守り、未来へ引き継ぎます。

①自然環境の保全

- 周辺自治体にも広がり、みどりが連続した「狭山丘陵」、「三富・くぬぎ山等平地林周辺」、「柳瀬川段丘崖周辺」は本市のみどりの核、みどりの軸として保全を図ります。
- 狭山丘陵に広がる豊かな自然は、本市の貴重な財産であり、未来へ引き継ぐため、保全を図ります。
- 市街地を取り囲むように広がっている樹林地の保全に努めます。
- 野生生物の生息・生育環境の保全、良好な景観の形成などのため、水源地・湿地や河川といった水辺と樹林地の一体的な保全に努めます。

②身近なみどりの保全

- 農業や人々の生活との関わりによって形成された雑木林の保全に努めます。
- 市民が身近にふれあえる地域の雑木林や巨樹などをはじめとした、街なかのみどりの適切な保全に努めます。
- 河川などと一体となったみどりの保全に努めます。
- 農地の生産機能を高め、適切な保全に努めます。
- 市街化区域内の農地の保全に努めるとともに、生産緑地地区の指定を進めます。また、指定から30年を経過する生産緑地地区は、特定生産緑地地区の指定を進めます。
- 市街化区域内のみどりは、都市に欠かせないグリーンインフラとして保全し、その機能を活かした都市の形成を図ります。

③保全管理体制の充実

- それぞれの特性に応じた緑地保全制度を活用し、みどりの適切な保全管理を図ります。
- みどりの質を向上させるため、市民・事業者・行政の協働による保全管理を図ります。

(2) みどりの創出

地域に適したみどりを増やし、質の高い生活空間をつくります。

①公園・緑地の整備

- 公園・緑地が不足している地域では、憩いの場として公園・緑地などの整備を進めます。
- 公園・緑地などの整備にあたっては、地域のバランスを考慮しつつ、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、規模、利用形態、地域の特性などを踏まえ、計画的に進めます。
- さまざまな活動が行えるだけでなく、都市の防災性を向上させるための公園・緑地の整備を進めます。

②緑化活動

- みどり豊かな市街地を形成するため、公園・緑地だけでなく、街なかのみどりの創出を図ります。
- 主な鉄道駅周辺では、都市緑化の拠点として、街なかのみどりの創出を図ります。
- 公共公益施設などの公共空間では、都市緑化のモデルとなる取り組みを推進します。
- 道路や河川などの緑化を進めるとともに、適切に維持管理を行い、みどりの機能の充実に努めます。
- 市民・事業者が主体的にみどりの創出に取り組める体制づくりを支援します。



(3) みどりの活用

既存のみどりを保全するとともに、資源として活用します。

①みどりとふれあう機会の充実

- 市民農園や農作物収穫体験などにより、市民が農とふれあう「農のあるまちづくり」をめざします。
- 公園・緑地などでは、親水空間や遊歩道の整備を進め、みどりとふれあうことができる環境づくりに努めます。
- 気軽にみどりを体感できるイベントなどにより、子どもだけでなく大人たちへの環境教育を進めます。

②生産緑地地区などの活用

- 市民が農とふれあう新たな場として、生産緑地地区などの活用を検討します。
- 生産緑地地区内などに直売所、加工所、農家レストランなどの設置による6次産業化に向けた取り組みを検討します。

③農地の利用促進

- 増加している遊休農地や耕作放棄地の利用を促進するため、新たな担い手の確保や農地の賃貸借による営農の継続、市民農園の開設などに向けた取り組みを進めます。
- 法人などの参入や福祉との連携による農地の利用などに向けた取り組みを進めます。

(4) 水とみどりがつくるネットワーク

水辺とみどりの融合によるネットワークの構築をめざします。

- 「ところざわサクラタウン」、「中心市街地」、「狭山丘陵」を拠点とした河川や多様なみどりを相互につなぎ、水とみどりの豊かさが感じられる散策路を整備し、「水とみどりがつくるネットワーク」の構築をめざします。
- 「水とみどりがつくるネットワーク」の構築にあたっては、休憩できるオープンスペースやベンチなどを配置し、歩行者が安全・安心に利用できる環境の整備に努めます。
- 新たな人の流れを生み出し、みどりや文化などとふれあう機会の創出に努めます。





序章はじめに

第1章 概況と課題

第2章 基本方針

第3章 分野別方針

第4章 地域別方針

第5章 実現に向けて

参考資料

5 活力・にぎわい ～多様な活動が展開される活気あふれる街～

本市は、所沢駅周辺を中心に商業・業務施設が集積し、県南西部の中心的な都市として発展してきましたが、都市間での競争が激しくなるなか、魅力の向上をより一層図ることが必要です。

今後、生産年齢人口のさらなる減少に伴い、街の活力の低下や税収の減少などが懸念されることから、産業の活性化、にぎわいや働ける場所の創出などにより、活力を高めていくことが求められています。

また、現在、進められている所沢駅周辺の市街地開発事業、東所沢駅周辺の「ところざわサクラタウン」を中心とする「COOL JAPAN FOREST構想」、本市の南西部に位置する狭山丘陵の自然や周辺の集客施設などのネットワーク化を図り、にぎわいのある街づくりが求められています。

本市においては、新たな土地利用などによる活力とさまざまな歴史・文化資源などを活用したにぎわいの創出により、市内外から多くの人が集まることで、多様な活動が展開される活気あふれる街をめざします。

(1) 人が集まる街づくり

駅周辺でのにぎわいや交流の創出などにより、活力ある街づくりを進めます。

① 新たなにぎわいづくり

- 所沢駅周辺は、高次都市機能や都市型産業の集積を図るとともに、地区一帯の回遊性を高め、市内外から多くの人が集まるにぎわいのある街づくりを進めます。
- 東所沢駅周辺は「ところざわサクラタウン」を中心とする「COOL JAPAN FOREST構想」による波及効果を最大限に発揮するため、公共交通によるアクセスを改善するとともに、周辺地区におけるオフィスやホテルをはじめとした商業・業務施設や産業系施設などの誘導を進めます。
- 「水とみどりがつくるネットワーク」の構築により、新たな人の流れを生み出し、地域産業の活性化や街の活力・にぎわいの創出をめざします。

② 交流が生まれる街づくり

- 市内各地にある観光資源や集客施設などのネットワーク化を図るとともに、積極的に情報を発信することで、本市に魅力を感じて市内外から多くの人が集まり、多様な交流が生まれる街づくりを進めます。
- 空き家のリノベーションや空き地の活用、公共空間の利活用などにより、地域コミュニティのための新たな集いの場の創出を推進します。

③ 魅力のある鉄道駅周辺の整備

- 鉄道駅周辺では、未利用空間などの有効活用を図ります。
- 駅前広場などでは、街なかのみどりを創出するため、交通事業者や地域住民などとともに緑化を進めます。

- 自動車の進入規制など、歩行者優先の道路のあり方などについて検討し、魅力のある店舗が建ち並ぶ街づくりを進めます。

(2) 新たな活力が生まれる街づくり

新たな土地利用により、活性化につながる街づくりを進めます。

①有効な土地利用の推進

- 三ヶ島工業団地周辺や松郷工業団地周辺は、地域の特性に応じて、既存の工業団地の拡張を推進し、計画的に都市基盤を整備することで、住工混在解消のための市内企業の移転先の確保、新たな産業の誘導、産業活動の活性化など、周辺の自然環境と調和した産業拠点の形成を図ります。
- 所沢インターチェンジ周辺は、広域的な交通の利便性を活かし、計画的に都市基盤を整備することで、企業ニーズを踏まえた新たな産業の誘導、産業活動の活性化など、周辺の自然環境と調和した産業拠点の形成を図ります。

②新たな土地利用の検討

- 東所沢駅南東地区は、都市高速鉄道12号線の延伸や東所沢駅周辺の街づくりの状況などを勘案しつつ、具体的な土地利用に向けた検討を進めます。

(3) 学びと文化・スポーツの推進による街づくり

学びの場や、文化を感じ、スポーツを楽しめる空間の創出をめざします。

①教育関連施設の立地

- 多様化する教育ニーズに対応した私立学校の誘致をはじめ、教育関連施設の立地をめざします。

②文化とスポーツを楽しめる街づくり

- 住まいや暮らしの付加価値を高めるため、地域の歴史や文化を活かした街づくりに努めます。
- まちの魅力を高めるため、文化芸術を自由に楽しめる街づくりを進めます。
- スポーツを楽しめる街づくりを進めます。

③文化を創出する街づくり

- 市民・事業者・教育機関・行政などが協働・連携し、それぞれの特性を活かした魅力ある街づくりを進めます。
- 人と文化のつながりなど多様な出会いや分野を超えた交流により、文化の発展と地域の活性化を図るとともに、次世代につながる文化の継承に向けた取り組みを進めます。

6 暮らし ～地域の特性を活かした暮らしやすい街～

本市は、都心へのアクセスの良さなどを背景に、ベッドタウンとして昭和40年代から急激な人口増加とともに市街地が拡大し、郊外部で大規模開発が行われたことにより、市内のみどりも減少してきました。

これまで市街地の拡大にあわせて、インフラなどの整備を進めてきましたが、近年では、インフラやマンションの老朽化、空き家の増加、地域コミュニティの希薄化など新たな問題も発生し、住環境の改善が必要な地域も見られます。

今後の人口減少社会においては、公共施設の既存ストックを計画的に維持・管理・有効活用するとともに必要な機能を適切に配置することが求められており、ライフスタイルの多様化や社会経済情勢への対応とあわせて、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した健康や福祉の視点による歩いて暮らせる街づくりが求められています。

本市においては、市民が安全・安心に暮らすことができる良好な住環境の整備、健康的に住み続けられる健康・福祉の街づくりなどを進め、地域の特性を活かした暮らしやすい街をめざします。

(1) 良好な住環境づくり

市民が安全・安心に生活できる住環境の整備を進めます。

①都市基盤の整備

- 都市基盤の整備が必要な地区などでは、さまざまな事業手法を活用し、地区の特性に応じたきめ細かな街づくりを進め、良好な住環境の形成を図ります。
- 市街化区域への編入をめざす地区では、土地区画整理事業などを実施し、都市基盤の整備を進めます。

②良好な住環境の形成や保全

- 密集市街地では、狭あい道路の拡幅や建築物の共同化による防災性の向上とともに、協調化などにより、良好な住環境の形成を図ります。
- 市街地開発事業や民間開発により、すでに良好な住宅地が形成されている地域では、地区計画などによる住環境の維持・保全・向上を図ります。
- 街なかのみどりを創出し、住まいとみどりが調和した住環境の形成を図ります。
- 地区計画や街づくり協定などを活用し、良好な住環境の形成や保全を図ります。



- 火災に対する安全性を高めるため、防火・準防火地域の指定により、建築物の不燃化・難燃化をめざします。
- 住工混在地区では、住居系と工業系土地利用の調和をめざし、住宅と工場・事業所の共存を図ります。
- 老朽化が進む団地や一団地を形成している住宅地の更新、大規模な土地利用の転換が行われるエリアなどでは、地権者や事業者と協議するとともに、周辺環境への影響を配慮し、地区計画などの活用により住環境の改善に努めます。
- 市街化調整区域は、自然環境との調和に配慮しつつ、日常生活に必要な施設の誘導など、開発許可制度による適正な土地利用を図ります。

③地域住民が主体となる街づくり

- 街づくりアドバイザーの派遣などにより、地域の特性に応じた住環境の保全・向上に向けて、地域住民が主体となった街づくりを支援します。

(2) 健康・福祉の街づくり

安全・安心に住み続けられる健康・福祉の街づくりを進めます。

①歩いて暮らせる街づくり

- 徒歩圏に日常生活に必要な医療・福祉施設、店舗や生活サービス施設などの誘導を図ります。
- 休憩できるオープンスペースの確保や健康遊具などを設置するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、誰もが歩いてみたいと感じる安全・安心な歩行者空間の整備を進めます。
- 自動車への依存を減らすなど、歩くことによる市民の健康増進を図ります。



②誰もが住みやすい街づくり

- 誰もが住みやすい街づくりに向けて、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した街づくりを進めます。
- さまざまな住民によって構成される地域コミュニティの再生に向けて、多様な住環境の確保に努めます。
- 健康遊具などを設置し、健康・体力づくりやコミュニティの場として多様な活動ができるように、計画的な公園・緑地の整備・活用を進めます。
- 住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を進め、誰もが暮らしやすい住環境の向上を図ります。

(3) 防犯の街づくり

防犯対策につながる安全・安心な街づくりに取り組みます。

① 空き家対策

- 適切に管理されていない空き家は、リノベーションやポケットパークなどの新たな活用により、良好な住環境の形成を図ります。
- 民間団体などとの連携により、空き家の活用を検討します。

② 市街地環境の整備

- 地区計画などを活用し、壁面の位置の制限や垣又は柵の制限などにより、防犯につながる見通しのよい安全・安心な街づくりを進めます。
- 暗がりを解消するため街灯の設置を図り、安全・安心な歩行者空間などの整備を進めます。
- 道路や公園などの公共施設は、植栽の工夫などにより視認性の向上を図ります。

③ 市民による取り組み

- 地域コミュニティを中心とした防犯活動を促進することで、常に人の目が行き届いた防犯につながる街づくりを進めます。
- 住民が「防犯の街づくり」へ積極的に参加できる機会を設け、地域の特性に応じた防犯対策に活かします。

(4) 公共施設などの管理

社会経済情勢の変化を踏まえ、経営的な視点から公共施設などの管理を進めます。

① 公共施設の適切な配置

- いつまでも安定的に必要な施設や機能を提供していくために、社会経済情勢の変化に応じた規模や機能の見直しを進め、総量の適正化やライフサイクルコストの縮減など、経営的な視点から公共施設の再配置を検討します。
- 公共施設の再配置にあたっては、公共交通によるアクセスの向上などを図り、利用しやすい環境の整備を進めるとともに、必要に応じて都市計画の見直しを検討します。

② インフラの整備と維持管理

- 道路や橋りょう、上下水道などのインフラは、長寿命化とライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- 公共施設に省エネ設備の導入を行い、環境負荷の軽減に取り組みます。
- 公共施設はバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、利用者が使いやすいように整備を進めます。

都市マスコラム

防犯まちづくり

身近な犯罪を抑止するには、住民等の様々な主体により従来から行われてきたソフト面の防犯活動をより一層推進するとともに、住宅・学校・公共施設等の整備や管理等のハード面の取り組みを推進することが重要です。すなわち、従来は接点の乏しかった防犯活動とまちづくりを相互に組み込み、犯罪が起こりにくく犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりを行う「防犯まちづくり」を推進することが求められています。

具体的な例

- 建物の共同化や、壁面後退により、道路の見通しを確保します。
- 塀をブロック塀から低めの柵や生垣にし、死角などをつくりにくくします。
- 照明灯などを設置し、夜間の見通しを確保します。
- コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活発化等を通して犯罪抑止を図ります。



▲ブロック塀が死角をつくり、侵入の足場ともなる

出典：「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」
(警察庁・文部科学省・国土交通省)

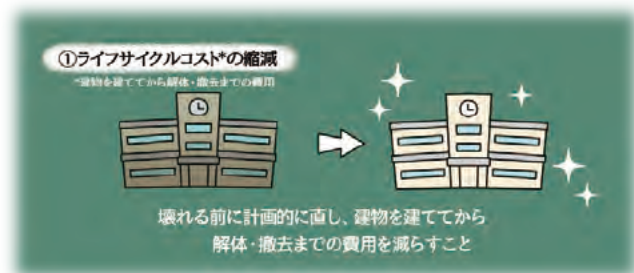
公共施設マネジメント

公共施設を私たちが安全に使うためには、点検や修繕など、適切な管理が欠かせません。しかし、公共施設の多くは、人口が急速に増えた昭和40年から50年代に建てられたものが多く、まもなく一斉に更新の時期を迎え、多くの費用が必要になるものと考えられています。

市の人口が減っていくことが予想される今、必要な施設や機能をいつまでも安定的に使えるよう、経営的な視点から公共施設の管理を進めていく「公共施設マネジメント」が必要となっています。

①ライフサイクルコストの縮減

建物を建設してから解体・撤去するまでの費用は、建設費の3倍から4倍になるとも言われます。予防保全的（壊れる前に計画的に直す）な維持管理を進めながら、ライフサイクルコストの縮減を図ります。



②計画的な総量の適正化

公共施設を安定的に保持することが可能な総量に適正化します。「建物＝行政サービス」という考え方から行政サービスを重視した考え方に転換し、必要な行政サービスをできるだけ維持しながら、建物数(床面積)の縮減をめざします。



7 防災 ～安全・安心に生活できる災害に強い街～

平成7（1995）年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成23（2011）年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成28（2016）年4月に発生した熊本地震などの大規模な地震は、家屋の倒壊、火災の発生、交通ネットワークの機能不全、ライフラインの途絶など、市民生活や都市基盤に甚大な被害を及ぼしました。

本市の地盤は比較的安定した強固なものと言われていますが、帰宅困難者の発生や、物流の停滞などさまざまな影響を想定する必要があります。

また、近年では都市化に伴う農地や山林の減少による保水力の低下、集中豪雨などにより、浸水被害などの都市型災害が増加し、日常生活に影響が生じています。

本市においては、市民の生命や財産などを守るため、自然災害や都市型災害に備えてハード面の強靱化を進めるとともに、災害時における自助、共助などによる地域での助け合いの重要性について周知を図り、市民・事業者・行政の連携によるソフト面での防災・減災対策の強化を進めます。

また、被災後の復興まちづくりに迅速に着手するため、災害が発生したことを想定し、平時からさまざまな被害に対応できるように、復興事前準備の取り組みを進めるなど、安全・安心に生活できる災害に強い街をめざします。

(1) 災害に強い街づくり

被害を最小限にする、災害に強い街をめざします。

①防災性の高い市街地形成の推進

- 密集市街地では、市街地開発事業の実施、地区計画の活用による建築物の壁面後退などを進め、防災性の向上を図ります。
- 狭あい道路の多い地区では、道路の整備や拡幅、オープンスペースの確保などを進め、市街地における緩衝空間を形成し、延焼の拡大防止を図ります。
- 消防活動困難区域では、狭あい道路の拡幅など、防災性の向上を図ります。
- 火災に対する安全性を高めるため、防火・準防火地域の指定により、建築物の不燃化・難燃化をめざします。
- 街路樹や生垣などによる緑化を推進し、延焼を遮断することにより、防災性の向上を図ります。
- 住宅などの耐震診断の実施や、耐震化を促進し、災害時における被害の軽減を図ります。
- 災害時の電柱倒壊による道路封鎖を防止するため、無電柱化を図ります。
- 集中豪雨による浸水被害を防止・軽減するため、河川の改修、雨水管や貯留施設の整備などの雨水対策を進めます。
- 雨水枳の浸透化により雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減を図ります。

②ライフライン・公共公益施設の強化

- 水道管や下水道管などの耐震化や更新を進め、災害に強いライフラインの整備を進めます。
- 公共公益施設の耐震化を推進し、災害時の拠点となる建築物の被害の軽減を図ります。

③防災拠点の整備

- 災害時における情報伝達の確実性を確保し、地域の防災性の向上を図るため、防災行政無線や防災資機材などの整備・更新を進めます。
- 太陽光発電などを活用し、災害時における分散型の電源確保をめざします。

④災害対策ネットワークの強化

- 広域避難場所に指定している所沢航空記念公園へ至る都市計画道路中央通り線、御幸通り線、公園通り線、上新井富岡線の一部を避難路として位置づけ、整備を進めます。
- 大規模災害が発生した場合の災害救助車両の優先通行路、緊急物資の運搬路となっている緊急輸送道路の整備を進めます。
- 緊急輸送道路の沿道では、建築物の耐震化を促進し、街路樹の整備や防火・準防火地域の指定により、緊急輸送道路としての機能強化を図ります。

⑤避難場所などの整備

- 広域避難場所や防災拠点となっている所沢航空記念公園とその周辺では、歩道の整備、建築物の不燃化・難燃化などにより、安全性の向上を図ります。
- 指定避難場所については、小・中・高等学校・大学グラウンドなどを中心に66箇所を指定しており、防災の視点から機能の充実を図ります。
- 福祉避難所については、必要に応じて高齢者施設、障害者施設、児童施設などを指定し、災害時に対応できる体制づくりの検討を進めます。
- 公共公益施設を一時的な避難所として活用できるように、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、施設の安全性の確保や防災機能の充実を図ります。
- 帰宅困難者が一時的に滞在できるように、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設の確保などに努めます。
- 災害時におけるマンホールトイレなどトイレの確保・管理ガイドラインの策定を検討します。
- 小・中学校の体育館においてトイレの洋式化を進めるとともに、エアコンの設置を検討します。

⑥オープンスペースの整備

- 狭あい道路の多い地区などを中心に、一時的に避難できる公園・緑地や農地などのオープンスペースを確保し、都市の安全性を高める活用方法を検討します。
- 東川、柳瀬川、砂川堀沿いなどに緑地帯を確保し、延焼防止や遅延を図ります。

(2) 地域と協働による防災街づくり

市民・事業者・行政の連携を強化し、防災街づくりを進めます。

①地域コミュニティによる自主防災活動の推進

- 自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、災害時には自治会・町内会、民生委員などと連携しながら、迅速な避難支援体制が構築できるように、平時から準備を進めます。

②市民などへの情報提供

- ユニバーサルデザインに配慮した防災ガイドや各種ハザードマップを作成し、市民などへの情報提供を行い、防災・減災意識の向上を図り、災害時の安全確保に努めます。

③災害弱者支援の推進

- 誰もが災害時における安全を確保できるように、地域の避難行動要支援者など災害弱者に対する支援体制の構築を進めるとともに、自主防災組織をはじめとする関係機関などと連携の強化を図ります。

(3) 復旧・復興のまちづくり

迅速な日常生活の復旧と都市復興の事前準備により、災害に負けない街をめざします。

①災害復旧対策

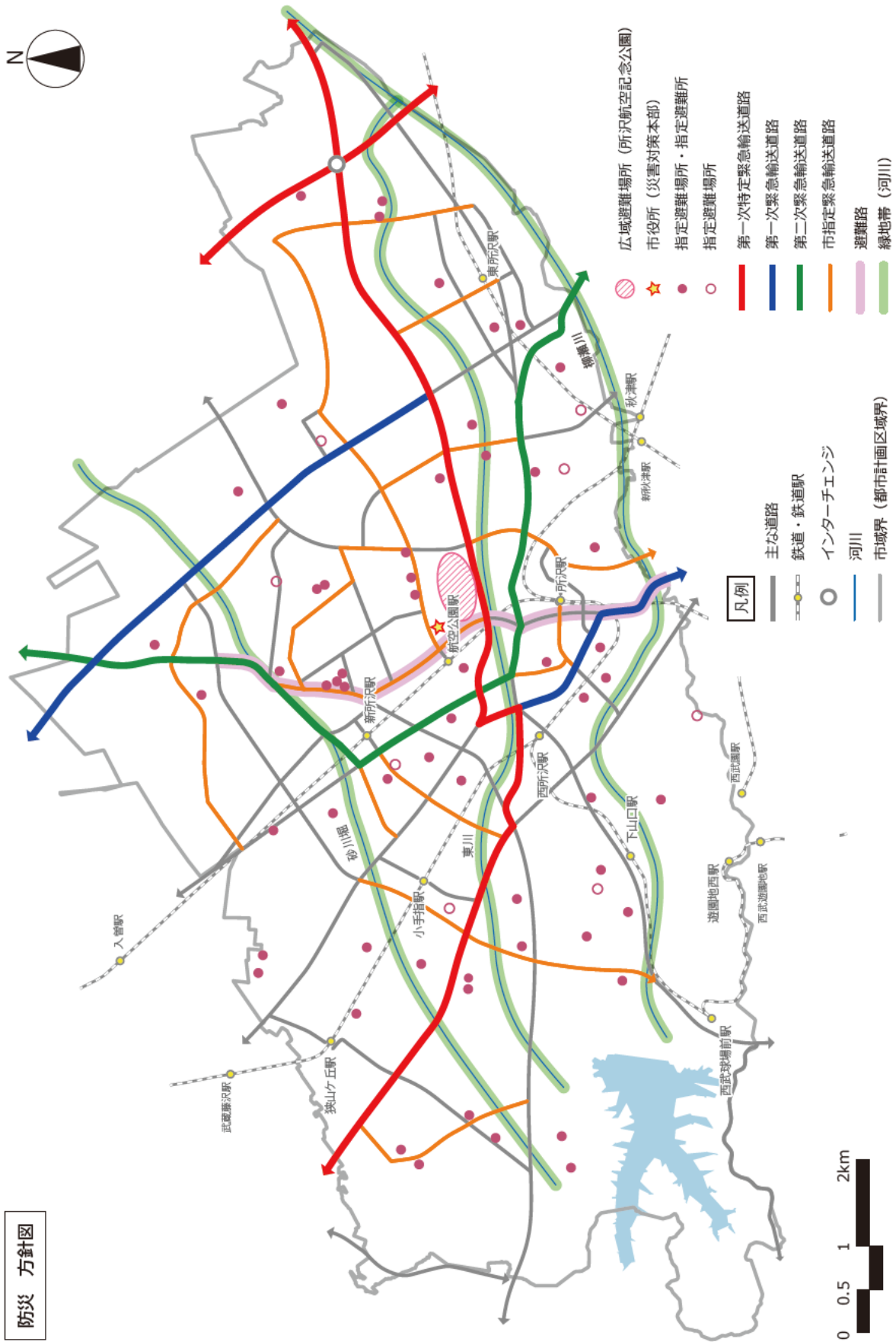
- 被災後、市民の日常生活を迅速に復旧させるため、復旧体制の構築や計画の策定など、平時から事前準備を進めます。

②復興事前準備

- 大規模災害により甚大な被害が発生した場合、復興まちづくりが強く求められ、被災直後から早期かつ的確に取り組むことができるように、平時から被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取り組みを進めます。
- 復興まちづくりに対応できる市民や職員の人材育成や啓発、復興体制の構築などを図ります。

③危険度判定士の養成

- 大規模災害が発生した場合、被災した宅地や建築物の危険度を判定し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次被害を防止・軽減するとともに市民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の登録を促進し、養成を図ります。



防災 方針図

8 景観 ～都市とみどりの景観が調和した街～

社会の成熟やライフスタイルの変化などにより、豊かな生活や個性のある街づくりへの関心が高まっています。景観は、街のイメージを創り出し、その魅力が街への愛着を生む重要な要素となっています。

市街地を取り囲む郊外部には、狭山丘陵や武蔵野の雑木林、三富新田をはじめとする農地が広がっている一方、市街地には県内有数の規模を誇る所沢航空記念公園のほか、身近な公園・緑地や農地が点在するなどみどり豊かな都市となっています。

このことから、歴史的資源や整備された住宅地などの景観資源が多く存在しているなかで、豊かなみどりは景観の骨格をなす資源だと考えられます。

そのうえで、景観を単なる姿や形、景色などとしてとらえるのではなく、先代から育まれてきた人々の生活や活動、文化、自然、空間といったものを私たちの生活の一部として、市民一人ひとりが良好な景観の形成や保全に向けた身近な取り組みからはじめ、景観の質を高めていくことが必要です。

本市においては、みどりを骨格として、市民・事業者・行政による景観まちづくりを進めることにより、都市とみどりの景観が調和した街をめざします。

(1) みどりの景観づくり

本市の特徴である豊富なみどりを活用した景観の形成・保全をめざします。

- 市民一人ひとりが景観を意識し、みどりの保全・活用による良好な景観づくりに市民が主体的に取り組める環境づくりをめざします。
- 「水とみどりがつくるネットワーク」は景観にも配慮し、歩きたくなる街づくりの取り組みの一つとして、連続した魅力的な景観が楽しめる空間の創出を図ります。
- 東川、柳瀬川、砂川堀を基軸とした景観ネットワークを形成するため、みどりの創出・保全を図ります。
- 地区計画や街づくり協定などを活用し、みどりあふれる街並みの形成・保全を図ります。
- とことこガーデン制度や街並み緑化ガイドラインなどを展開し、市民・事業者による積極的なみどりの創出を促進します。



(2) 歴史・文化的景観の保全

地域に引き継がれている景観資源を継承します。

- 市内に所在する多くの遺跡や古道、周辺に位置する寺社、丘陵・台地に残されている城跡や古戦場跡、三富新田などの歴史的景観の保全に努めます。
- 神社の例祭、大祭などの伝統文化、重松流祭ばやし、岩崎 簾獅子舞などの民俗芸能を継承し、織物のまち・航空発祥の地の関連施設を含め、これら文化的な景観の保全・継承に努めます。

(3) 都市デザインの推進

質の高い生活空間を形成し、多様な活動を生み出す都市デザインを推進します。

①都市デザインに向けた取り組み

- 市民がより豊かな生活を感じるために、地域の特性を活かしたコンパクトで質の高い生活空間の形成を図ります。
- 市民によるさまざまな活動や交流を生み出す取り組みを進めます。
- 地区ごとのきめ細やかな景観づくり・街並みの形成を推進するため、地域の特性に応じて活用できる「デザインガイドライン」の作成をめざします。
- 隣接自治体と一体的な景観像を共有するため、「景域」に対する取り組みを検討します。
- 景観計画の変更や運用上の基準の策定を進めるなど、中長期的な景域景観マネジメントをめざします。
- 再生や活用が困難な建築物の除却など、「つくらない景観」の視点から、良好な景観の向上を図ります。

②良好な都市デザインの形成

- 景観ネットワークの形成上重要な、主要幹線道路の沿道では、景観に配慮した屋外広告物などの適正な誘導を図ります。
- 無電柱化の推進にあたっては、関係機関と協議・調整を行い、歩行者空間の整備にあわせて効果的かつ効率的に進め、都市景観の向上を図ります。
- 特色のある路地空間では、景観の形成・保全・活用に向けた検討を進めます。
- 公共公益施設は、景観的な質の向上を促す役割が期待されるため、地域のシンボルとなる景観の形成をめざします。

(4) 市民主体の景観まちづくり

市民の身近な取り組みを支援し、良好な景観の形成をめざします。

- 良好な景観を形成するため、市民・事業者・行政の役割をそれぞれが認識し、協働の取り組みを進めます。

- 景観計画や地区計画などの提案制度を活用し、市民参加による景観まちづくりを進めます。
- 市民、景観市民活動クラブの景観まちづくりを円滑に進めるため、情報の発信や活動の場の提供、代表者会議の開催など、景観まちづくりに対する支援を行います。

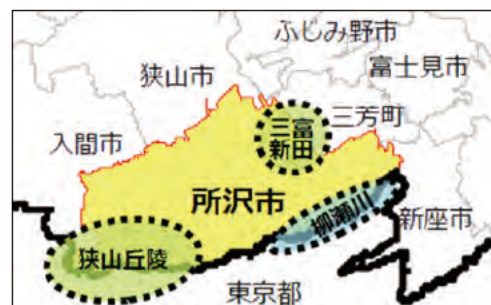


都市マスコラム

景域

地域に根差した景観とするために、地形、歴史など地域がもつ背景などにより、一定の地域で景観を創出することをいいます。

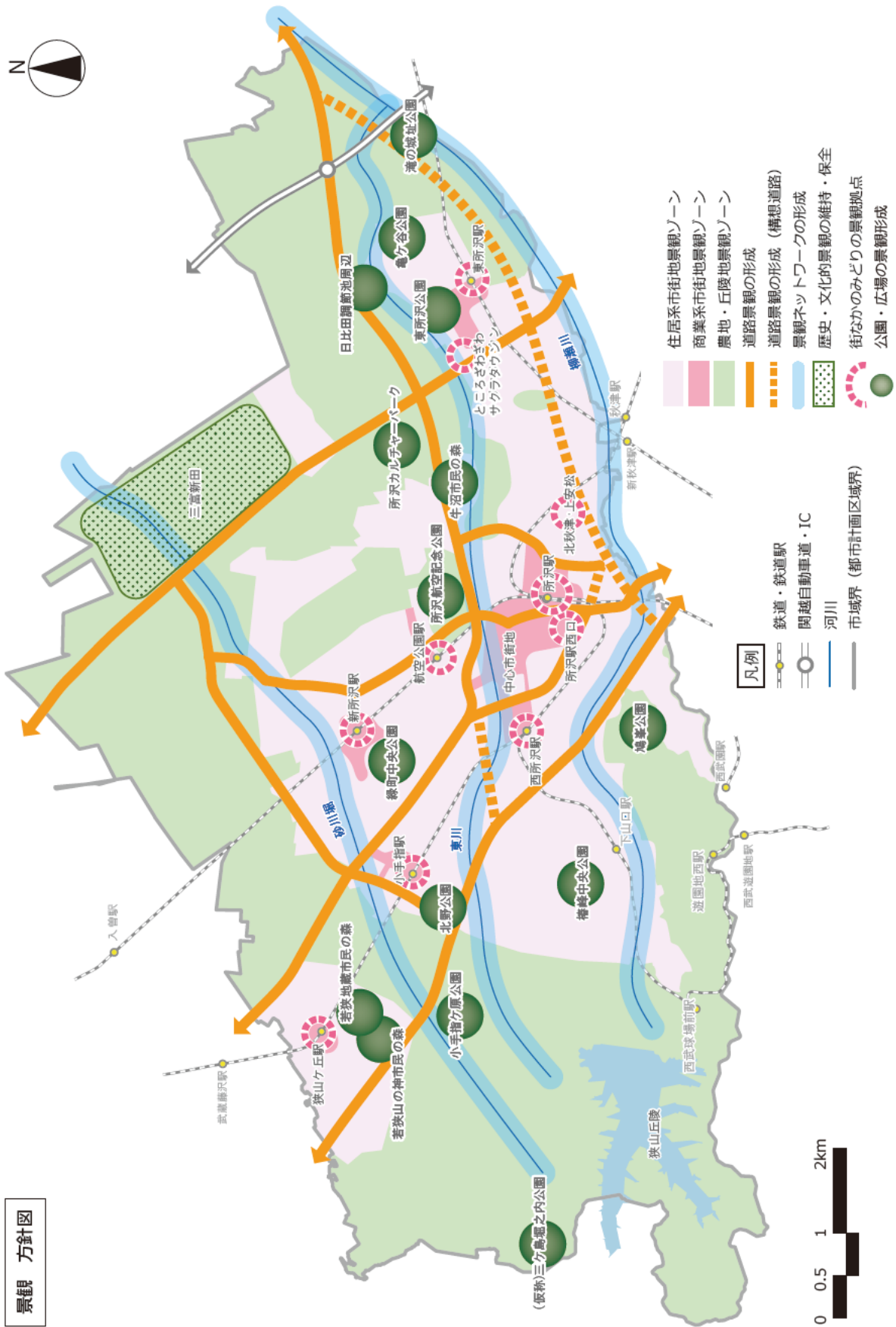
その際、必ずしも行政区域にこだわらず、地形上・歴史上、一体として捉えられる「狭山丘陵」、「三富新田」、「柳瀬川段丘崖」などの区域から構成されるような景観が「景域」に挙げられます。



つくらない景観

建築物等により景観をつくるという考え方だけではなく、適正に管理されていない空き家の除却、オープンスペースを緑地やコミュニティの場として活用することにより、快適に感じられる景観を創出する考え方のことをいいます。





とことこ景観賞

市民の皆様からの推薦により「景観資源候補」に登録された建築物、工作物、樹木、樹林地、街路樹、公共施設、眺望、市民活動等の中から、所沢らしい良好な景観の形成に資するもの、文化財及び巨樹巨木（現 ふるさとの樹）を「とことこ景観資源」として指定しています。

さらに、この中から特に所沢らしい良好な景観を「とことこ景観賞」（現在18件）として表彰しています。

平成30年度 とことこ景観賞



金仙寺



所沢駅西口 イルミネーション



八国山

平成28年度 とことこ景観賞



多聞院

- 多聞院
- 比良の丘
- 狭山丘陵の
三ヶ島湿地保全活動
- 狭山丘陵の
糀谷八幡湿地保全活動

平成26年度 とことこ景観賞



砂川堀のしだれ桜

- 砂川堀のしだれ桜
- 東川の桜並木
- 旧和田家住宅
(クロスケの家)
主屋・製茶工場・土蔵

平成23年度 とことこ景観賞



狭山湖一帯の景観

- 荒幡富士（浅間神社）
- 東川の活動
- ところざわまつり
- 所澤神明社
- 所沢郷土美術館
- 狭山湖一帯の景観



ケヤキ並木

- ケヤキ並木
- 所沢航空記念公園
一帯の景観
- 三富新田